

京都月並ちらし

化政期以降、三都を中心に爆発的に流行した月並・奉燈・奉額などの発句合に於て、不特定多数の投句者から句を募るために配布されたちらしは、現代に伝わる可能性が極めて少ない。それは、選者・題・点料・締切日・景品などを通知することを主たる役目とするちらしは、発句合の選が済み入選句披露摺り物と共に草稿が返草されてくれば、不要のものとなるからである。入選句披露摺り物は投句者の手許で綴じ合わされて現代にまで伝わる例は多いが、ちらしがそのような扱いを受けることはまずない。従って、かような発句合のちらしを正面から取り上げた論考も少なく、今栄蔵氏「幕末江戸月並俳諧資料」(『中央大学紀要』第三十九号)・服部徳次郎氏「名古屋近郊における庶民の俳諧活動(1)」(『中京女子大学紀要』第十二号)の二点を数えるに留まる。今氏は御架蔵の「投句募集ちらし張込帖」に収録の江戸宗匠による天保以降幕末ごろまでの発句合ちらし二百余点のうち九十三点を翻刻紹介し、ちらしからのみ知ることができる「投句締切日から返草までの期間」「締切から開巻までの日数」「投句の届所」「入花(点料)及び景品」などについて詳細な考察を加えられた。また、服部氏は名古屋宗匠の文久から明治に至る発句合ちらし五十七点を取り上げ、九葉の写真を示すと共に、今氏と同様の観点から名古屋幕末の発句合の実

態究明に努めておられる。次に俟たれるのは、当然、上方の発句合ちらしの出現であろう。しかるに、筆者は最近、桜井武次郎氏の御好意により氏が一括入手された京都宗匠による化政期のものとおぼしき発句合ちらしとそれに関連する入選句披露摺り物など四十数点を拝見する機会に恵まれた。数としては今・服部両氏が紹介されたそれに及ばず、範囲を京都に限ってみてもおそらく大海の一滴に過ぎないと思われる。しかし、かようなちらしはまとまって出現することが望み難い以上、これは極めて貴重な資料と言えよう。よって、桜井氏の御許しを得てここに翻刻紹介し、ちらし・摺り物の性格を中心に気付いたことを記しておきたい。

この四十数点のちらしと摺り物等は

月並発句合関係のもの

奉額発句合関係のもの

その他

に分類することができる。これまで管見に入った一点も加え、通し番号を付して標題・選者を一覧表にしてみる。次の表Ⅰを参照された。このうち特に断わらないものは印刷された発句合ちらし、標題に

* 永 井 一 彰

* 印を付したものはちらしの肉筆草稿、「ハ」は入選句披露摺り物、*「ハ」は入選句披露摺り物の肉筆草稿である。なお、30は奉額発句合ではないが、便宜上その項に含める。

①	戊年佳菊庵月波丁摺兼題	(鸞太)
②	蛙屋月波丁摺兼題	(鸞太)
③	辰年月並丁摺兼題	(太受)
④	月並丁摺兼題	(太受)
⑤	御判芭蕉館鸞求卿	(鸞求)
⑥	長岡天満可奉納月並発句合 神足行者堂	(鸞太他二名)
7	同 右	(鸞太)
8	同 右	(玉鱗他一名)
9	同 右	(玉鱗)
⑩	松室地藏堂奉燈月浪	(鸞太他一名)
⑪	蛙屋月波辰年中	(鸞太他一名)
12	御香宮奉燈月波発句	(柳園)
13	* 奉納御香宮	(柳園・俳仙堂)
⑭	* 三月並	(鸞太)
⑮	(四月並)	(太受)
⑯	(五月並)	(太受)
17 *	(二月並)	(太受)
18 *	(三月並)	(太受)
19 *	(俳仙堂・柳園評選句)	
	奉額発句合	
⑳	奉額勢州龜山熊野大権現	(鸞太)
㉑	奉額因幡堂・左龍翁追福	(松骨)
㉒ *	(いなば堂奉額左龍翁追善)	(松骨)

表 I

㉓	奉額小田原地藏堂	(太百)
㉔	奉額北野天満宮	(太受)
㉕	(北野天満宮奉額)	(太受)
㉖	七福神奉納	(太受)
㉗	菅天神・天満宮奉額発句合	(太受他一名)
㉘	丹州能勢妙見宮奉額四季発句合	(太受)
㉙	蒲生若宮奉額四季発句合	(太受)
㉚	清書開発句合	(松骨)
㉛	奉額小倉社発句合	(玉鱗・岳風他二名)
31	奉額小倉社発句合	(梅仙・杜鶯・鶯居)
32	錦天神奉額	(其業他五名)
33	奉額東寺弁財天	(羅美)
34	天使社奉額発句合	(土鯨他二名)
35	奉額安井金毘羅発句合	(玉鱗)
36 *	藤の森・鸞峰山両所奉書	
	その他	
㉟	夏興大すりもの	(鸞太)
㊱	花さくら並四月の句	(鸞太)
㊲	花大摺物	(太受)
㊳ *	(花すり物)	(太受)
40 *	双紙庵春興大すりもの	(双紙庵)
41	槐亭春会	(蟻州他十名)
42		

表Iのうち2〜42が桜井氏御架蔵のものであるが、一覽して明らかになように鸞太(松骨)とその門より出たと推測される太受関係のものが多数を占める。また、1は数年前に大谷大学の沙加戸弘氏が調査にて北陸へ赴かれた際、某寺に於て撮影され筆者に示されたもので、これもたまたま鸞太のものである。「鸞太」は『本朝古今新增書画便覧』(文化十五年刊文久二年春増補)によれば「ランタイ」と読み、「平安人

【物誌】(文政十三年版)に「中村鸞太号松竹又如意老/松原丹波屋町中村蛙屋」と紹介される京都の宗匠で、蛙屋・松骨・如意老の他に九博堂・佳菊庵・名燕の号を持つ。俳系・生没年については未調査であるが、『俳諧あけぼの集』(寛政十一年写)によれば既に寛政年間より月並発句合などの点業を営んでいたことが知られ、『和哥葉集』(文化八年沙村写)にも鸞太選になる月並・幸額・追善・角力などの発句合入選句が記録されている。また、筆者の手許にある『われも草』(半紙本三冊)は、文化十一年・文政一・天保二年の計十八年間の鸞太選になる月並発句合入選句披露摺り物を合綴編纂し刊行したもの。鸞太には他にも『発句平安集初篇』、『同三篇』(共に享和三年序)、『同三篇』(文化三年序)、『発句新葉集』(文政六年刊)、『発句山海集』(文政・天保頃刊)などの類題発句集の編著が残っている。なお、嘉永五年版『平安人物誌』に「中村鸞侍三条東市瀬蛙屋」と紹介される宗匠がある。この人には弘化元年前後二年分の月並発句合入選句披露摺り物を合綴編纂した『あふみぶり』(嘉永二年刊)の著があり、同書によれば鴨坡と共に佳菊の号も名乗っている。鸞太の俳系を継いだ別人と見られなくもないが、とりあえず同一人物と考えておきたい。その問題はともかくとして、鸞太の右の俳業から見て彼が寛政から天保にかけて京都俳壇の一角を占めていたことは動かし難い事実で、表1の資料をおおまかに化政期のものと見ることには異論はないと思われる。

さて、表1にあげた各点はそれぞれに資料的価値を持つが、紙数の関係もあってその全てを翻刻紹介することは不可能である。そこでこの稿では、比較的まとまって残る鸞太関係の二十五点を翻刻紹介し、その中でも特に月並発句合関係のものに焦点をあてて考察を加えることにする。表1の通し番号に○を付したものが翻刻対象の資料である。

九	在祭 秋のくれ	おとし水 紅葉 椎 栗飯	ゝ妾を あさける句
八	十六夜 けし蒔	花野 いwashし 鹿笛 雁	ゝ須戸に 遊ぶ句
七	はつ嵐 いな妻	角力 散柳 蜻蛉 鯛	秋にて 孔明の賛
六	祇園会 あまこひ	土用干 蠅 なてして 川狩	ゝ 疱瘡の賀
五	印地打 帷子	青薄 鹿の子 螢 鳩の巣ウキ果	ゝ人の本腹を 祈る句
四	青すたれ すし	夏書 初蚊帳 薬桜 笋	夏にて 友を待句
三	草の餅 出代	蚕 茶つみ 野遊ひ野かけ ぬけ参	ゝ人の怒りを なたむる句
二	春の夜 彼岸	はつ桜 接木 雲雀	ゝ 狐の賛
正	三ヶ日 七種	宝曳 梅 蕨の蘆 水ぬるむスルミ川	春にて 初老の賀
年戌	佳菊庵月波丁摺兼題	七題の内御随意に 三句合二分	

①(寸法不明)

翻刻凡例

- 一、翻刻に際しては極力原点の傍を伝えるべく努めたが、旧字・異体字などは現行の字体に改めた。
- 一、寸法は単位種で(縦×横)で示した。ただし、原点に匡郭のあるものは太線で表わしその寸法を、ないものについては細線で示し料紙の寸法を記した。
- 一、虫損などにより判読不可能な箇所は□で示した。

十	寒 ゑひす講 ミそさゝい 帟衣 炭 麩	冬にて 人に衣類を 送る句
霜	冬至 里神楽 かほみせ 冬椿 大根曳 鉢敲	孝子を感じる句
極	狸汁 すゝ払 岡見 宝舟 春待 掛乞	国恩を思ふ句
高点巻其五内龜景進上〇十五印以上丁摺ニ 仕送之〇多少によらしめ切候間日限迄に 御出草可被下候 猶開卷次第早御返草 可申候也 前月廿日限堅不延 正月分ハ当舊月 中頃迄ニ 御出草可被下候		
清書 堅 石 発起 蛙屋徒		

② (一四・二×二一・四)

蛙屋月波丁摺兼題									
正月之部	二月之部	三月之部	四月之部	五月之部	六月之部	七月之部	八月之部	九月之部	十月之部
御随意 三句二分									
丁すりの義は出 来次第追指上 候間たとひ前月 の丁すり不参候 とも御見合なく 日限迄ニ後会の 御詠草御出し可 被下候 しめ切後れ候へ ハ末にて混雑仕 候ニ付月々無滞 相務申度候事 其季節ニよくか なひ候新題など									

霜月之部	極月之部
もあらは思召に まかせて御出案 可被成候事	清書 堅 石 発起 佳菊徒
高点巻納其五内粗景進上 十五印已上丁摺 月 日限多少によらす しめ切 日開卷	

③ (一五・三×二一・六)

一挙庵太受判									
正月之部	二月之部	三月之部	四月之部	五月之部	六月之部	七月之部	八月之部	九月之部	十月之部
十一月之部	十二月之部	高点巻収其十内粗景進上 十五印已上丁摺二枚但連数ニヨリ増之 前月十五日限廿日開卷							
丁摺之義は彫刻出 来次第差上可申候 尤月々無滞相務 申候間御見合せな く被仰合日限迄後 会之御詠草御出し 可被下候事 開卷後早御返草 申度候間遠方より 始而御出吟之御方 ハ国郡村御通名委 しく御認御登し可 被下候 清記 咲之家 発起 社中									
三句合 一分五厘 五連五分 十連七分									
文通 皇都醒井通五条上町東側 通名 山本太受									

④(一六・三×一四・九)

月並丁摺兼題		三句合 一分五厘 五連五分 連七分
一挙庵太受判		高判卷其十内 景物進上 ○ヌキ句上座十五点 以上六十句余丁摺 二枚すりにいたし 御出草之御方へ早 進上申上候間被 仰合敷連御出草奉 希候以上 毎月諸寺社へ 奉納仕候事
正月之部	七月之部	
二月之部	八月之部	
三月之部	九月之部	
四月之部	十月之部	
五月之部	十一月之部	
□□之部	十二月之部	
前月十五日限廿日開卷		清堅□ 記百亭 一挙庵

御判芭蕉館鸞求卿		五句合 五分
正月之部	七月之部	
二月之部	八月之部	
三月之部	九月之部	
四月之部	十月之部	
五月之部	十一月之部	
六月之部	十二月之部	

⑥(一五・五×一〇・八)

高判御卷収其五内御染筆之品進。御拔萃十 六印以上丁摺に仕□進上申候 尤月毎に三連以上十二ヶ月出草之風土へは 御染筆之品進之	御植 芭蕉館御社 補助 佳菊庵社 同諸國社 名之字社 清書知事 堅石
詠草投込所 京松原通室町西へ入かハつや 初而出草之方は通名御印可被下候 毎月五日ノ十五日被卷仕候	

長岡天満宮 奉納月並発句合 神足行者堂	霞 年酒 四キ折下カラモ エハウ	題 七草 エリ三句合十孔 五連ヨリ八孔	蛙屋鸞太宗匠 兩校	豊崎村 兩雅君	各高点巻納其五内景物呈上	右宗匠巻取之御方ハ後月之楽評頼上候 尤御詠草半紙半面三連ツ、御認可被下 候事	ホキ 神足社	清 万南	記 器之
	補 フシミ柳園社 ヨト合一庵社 京 九華 香掛 李園 井内 杜若 今里 松甫 長法寺櫻庵 カイテ茶好 灰方 左翁 向日 一來 下海印百木 友岡 米花 久貝 可鐵	助 助							

⑩ (一六・三×一〇・九)

松室地藏堂奉燈月浪

二句七孔十連六孔
二十連より五孔

題 短夜 はつ始
夏断一書 閑居鳥

シキ上下マツタ
ノムシ
ヒノキ
御茶壺

蛙屋鸞太蕉骨宗匠校

高判巻美品添二上平紙一束三四五手ぬくひ一すちつゝ六より
十迄上半紙三折つゝ十一より十五迄妙品進上

副評 蛙 玄 大人
諸助 堅石御徒
知事 名字御徒
清書 催主
百亭拜

⑪ (一五・七×六・〇)

蛙屋月波辰年中

副評 松風庵其棠令師

佳菊徒
(花押)

右高点巻其五内美品進上
二月分来ル十二日決着ノ切申候
花すりの十八日ノ切申候
御出しねき候

知事 百亭
けん石

⑫ (一六・四×一四・〇) 肉筆

三月並互評三句合五連持

ハト二組持 老友
句料其席へ御持参
之事

題 行春 花 雛
蝶 捨火鉢

シキ上下折
シホヒ
蛙屋鸞太宗匠校

高判巻納宗匠句入扇子添 点二へ上半切

百枚 三四五へ五十枚ツゝ 十内極美景呈上
互評景物半紙五折出し候

三月廿日ノ切堅不延

發起

同廿五日於長岡開巻

清書

文通処 当村明寿院

楽評 二月並巻取之方

神足社
百亭

⑬ (一二・九×七・五) 陰刻

四月並

數計千三百余

一挙庵

遣過す錢ハもとすや夏花売

閑古鳥落した処にかねか有

豊里 旭松

旭松 豊里 一骨 鷺甲 才丸

南山 虎州 秋園 芦丸 魚好 雨岡

当月多連ニ付三枚すり

○五月分十日ノ早ニ御出し可被下候

⑭ (一三・〇×七・七) 陰刻

五月並

數計千四百余

一挙庵

いまくゝの影や菖蒲を膳の上
鉢植の瓜や一つを見せに来る

鷺甲 龜年

鷺甲 松林 見来 雨岡 鷺甲

器之 旭松 秋亭 雨岡 哥下

当月多連ニ付三枚すり

○六月分十五日ノ早ニ御出し可被下候

㊶(一六・六×二二・九)

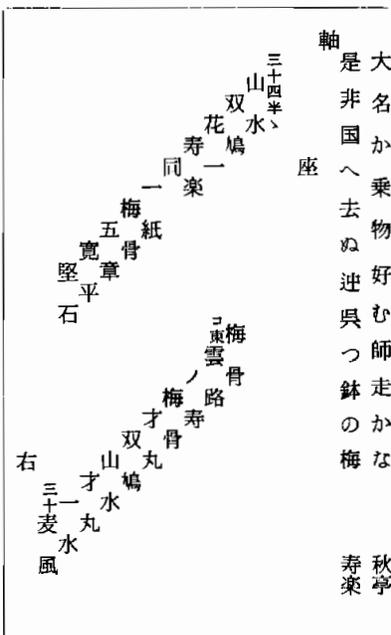
奉額 勢州熊野大権現		梅 夢宮何にても	シキ折上下
題		清夜 葦	イセカ
雁 山遊		雪 煤何にても	メヤマ
蛙屋鸞太詞宗撰			
高点巻納御酒二斤添ふ		二句合十二孔	
点二真岡木綿一反 其三ヨリ		十連ヨリ十孔	
五迄大極上白木綿一反ツ		廿連ヨリ八孔	
六より九迄上々半紙一束		三十連以上巻納	
宛十へ白木綿一反 十一ヨリ		之御方無料	
廿まで更砂大々風呂敷		補助	
一ツ々廿一より三十迄上々手ぬく		名之字徒	
ひ一すち宛進上		旭庵徒	
右景物心願ニ付		百亭徒	
施主何かし		后住菊徒	
二月にて切		発起 何某	
十二日決着開卷		清記 堅石	

㊷(一四・七×一九・四)

奉額 因幡堂		左龍翁追拈	シキ折上下
題		梅 開帳何にても	ユクト
虫 夏の月 冷し瓜		秋山山遊	シノク
雪 煤何にても			マクナ
蛙屋松骨翁撰			
高判巻付桑燭台 其二丸行燈 三四角		利休行燈五琴柱燭台十一より十五まで	
桑小燭台 十六より廿迄角重の井手燭		進上	
十一月十日切廿日被		補助	
忌日迄ニ奉額候間日限ニ		清書 名燕徒	
御出草可被下事		発起 堅石	
		双鳩	

㊸(一六・七×二七・四) 肉筆

いなは堂奉額	
左龍翁追善	
蛙屋松骨翁評	
一	札いふて留主あづかるや冷し瓜
	僧一人残りて梅に入日かな
	切口か男業なり冷し瓜
	棒一手覚て深し秋の山
	才丸
	寛平
	ノ寿
	東齋甲



㊸ (一五・八×一・〇)

奉頌小田原地藏堂
 二句合八孔
 十連より
 六孔つゝ
 三十連より
 巻取無料

題
 春風 水遊洲入 シキ油
 菊 十夜阿比ても シキウノシ上下
 モツキ

后佳菊庵 太百詞宗選
 高印巻納手ぬぐひ添 其二炭一俵三四五御酒一斤ツゝ
 六より十迄手ぬぐひ一すちツゝ 二十内美品進之
 十一月廿五日いさゝか江ても切
 十二月朔日相開申候
 額出来有之候

発起 清記 堅石
 田百亭 川

㊹ (一五・四×一六・九) (一五・四×三・五)

奉頌北野天満宮
 エリ二句合十六
 卅十連より八ツツゝ
 卅十連より六ツツゝ
 五十連より五ツツゝ

梅 一ッ着 青あらし シキ
 一ッ着 昼寝 机
 舞燈籠 鷓鴣 折上
 柿 師走 ミコシ

寿山師更
 一挙庵太受宗匠撰
 名之字徒

高点巻納其三十内美景
 進上 但 三十連以上巻取無料
 正月十五日限廿日開不延

助 補
 無花魚九
 雨岡笑一好華
 清書 堅石 紅石
 発起 百亭

巻付白木綿一反二へ同一反三四五炭一俵ツゝ六七八九へ御酒一斤ツゝ十へ銅大おきかき一十一より十九迄染手ぬぐひ一ツゝ廿へ銅大おきかき一廿一より廿九迄上と半切五十葉ツゝ卅へ染手拭一すし進上 心願ニ付 景物施主某

㊦(一四・三×一九・八) 陰刻

北野天満宮奉額 惣計三千余章

一挙庵太受宗匠撰

一
初夢や机の人に占ひに来る
桐の木に物言ハせたる師走哉
欄干に油か付や青あらし
見せる気になるとされるや柿の皮
可愛かる子か来て起す午睡哉
舞過る燈籠に踏や人のあし
禪にもかけて見せけり柿の皮
我声を質に入たる師走かな
八ッ橋や梅の明りの上に有
投入に見とれてゐるや昼寝起
うせ物を有にして置師走哉

尾
三十七半、
大ッ継子 一骨 宇治龍丸 コ東鷲甲
ヤハタ拍亭 豊里 青溪 五章
堅石 緒子 秋亭 遊良丸
錦之 寛平 南山虎州 紅石
一瓢 青溪 丸也 五章
寛平 南山左文 丹柿流 紅石
湖亭 錦之 秋亭 三十四、
雨東 紅石 一骨 右三十内
発起 紅石

㊦(一七・三×二二・三)

七福神奉納楽評

汗 日傘 影画

題 瓜 蠅

一挙庵太受宗匠撰

高点巻御酒一斤 二白木綿一反 三四五へ御酒一斤ツ、
其十五内美景呈之 但 二組より立巻取無料

○各十句抜半紙十折御出し候

二組十八折 三組廿五折
六月十日 十五日披巻之

二句合五連持百孔
二組百五十、
三組二百、
シキ折上下
シチフ
クシム
補助 イツミ社
高松社
催清 咲之家

㊦(一五・四×一四・四)

菅大臣 奉額発句合

紅梅 夜手習

題 雛 何ニ而も 鹿

五月雨 休田 分何ニ而も
冷し物何ニ而も 節

一挙庵太受詞宗撰

高判巻染手拭添 二炭俊一棹 三四五御酒一斤ツ、
六より十迄染手拭一ツ、 其二十内美景進之

副評 蛙庵 田川師
高判巻其十内美景進之

三月廿五日限卅日開巻不延
○但シ三十連以上立評巻取無料

エリ二句合 八穴
十連より六ツツ、
シキ折上下
マツタ
ケウメ
セハ
名ノ字徒
小田原、
いつミ、
小川
トキハ
清記 堅石
百亭

㊸ (一八・四×一〇・三) 藍色摺

丹州 妙見宮奉額 四季発句合
 能勢 御免判者
 京都 一挙庵太受宗匠撰
 秀一卷軸十内美景進上 すゑたに
 さく 入式廿句三分
 丹州 稻川社中
 六月五日ノ十五日開卷
 ホツキ承之

㊹ (一五・六×一四・六) 茶色摺

蒲生若宮奉額 四季発句合
 平安一挙庵太受詞宗選
 秀一卷収軸宗匠句持用扇子其十内景物進上
 入式十句五分
 別呈
 秀一軸五内小倉帯十内染手拭廿内盃卅内持用宗匠
 句扇子すゑたにさく
 五月十日決定ノ切 六月朔日披卷
 御出吟多少によらず
 八日市八幡屋左兵衛方へ 願主 瓢水
 御出し可被下候 補助 鷺甲
 具とも早々御拵置可被下候

㊺ (一六・五×二三・〇)

室町松原下ル東川 催清書		春亭更 百亭	
左馬、同し	壬生、	内酒十迄手拭其卅	一酒十迄手拭一瓶ツ、
竹堤、同し	寿菜、	一手拭二酒五迄	手ぬくひ十内美品
春午、其十内手ぬくひ	寄石、	同し	同し
九華、一より烟草一箱	五章、	同し	同し
器之、同し	九亭、	其十内美品	
古僻君 一より五迄酒其	才丸、	其十内手ぬくひ	
十内手ぬくひ			
(破損) 骨翁校	但シ□連以上	立評巻納 無料	
題 壁あふり 重着 厚着 梅さくり 鷹 寒の雨 火焚何にても 水はな すりー 厄おとし 極何にても	シキ 下 コタヒ セイキ ハシメ	二句合 十六孔	十連方 八十二孔
立評高判巻酒添二白木綿三四五酒六より十迄手ぬくひ十一方十九迄茶台廿へ酒一斤 十一月廿三日ノ廿八日決着開卷	補 旭名之字御徒 蛙 庵御徒 や御徒 助 立評巻品 施主 社中		

㊦ (一五・九×七・九)

夏興 大すりもの

三句合 二句

題 夏にて 植物 蛙や鸕太選

三句合の内一句ぬき取り物に加入候

立高印巻其五内鹿景進之

入式御恵ミ被下候はゞ蛙やへ御出し願入候

三月十日ノ切 十五日開巻

補助

惣御社中

清井権主

百亭

㊦ (一三・九×八・〇)

花さくら并四月の句

右御随意ニ三句合の内より一句宛抜取り物進上

巻ハ高判納 入式 一組 壹匁五分

にて被仰合多連御出草可被下候 且すり物

早々指上度存候ニ付日限之通ノ切申候事

撰者 蛙屋

㊦ (一四・八×八・二)

薄海老茶色摺

花大摺物

一組わたし 一匁二分

題 春の植物

一組之外入料一連 四分ツ

右御随意ニ三句合の内より一句宛撰出しすり物進上

但高判巻収其十内景品呈之

三月十日限被仰合

御出草奉希候

清記 堅石

撰者 一挙庵太受

では、月並発句合関係の資料について気付いたことを記しておく。1と5は通年兼題のちらし。1は毎月「七題の内」から「御随意に」三題を選び、三句を一連として投句する興行形態の発句合ちらしである。標題及び断わり書きに言う「丁摺」とは、4の断わり書きに「ヌキ句上座十五点以上六十句余、丁摺二枚ずりに致し、御出草之御方へ早々進上申上候」とあるので明らかな如く、いわゆる入選句披露摺り物のことである。12のちらしでは「摺もの」という表現をしており、「丁摺」という呼称が当時一般的なものであったかどうか検討の余地はあろうが、前述『和歌葉集』の筆者沙村が文化七年のものとおぼしき馬田江鶴城から大坂宗匠の入選句披露摺り物をやはり「丁摺」と称している例も認められる。なお、『われも草』にこのちらしに対応する丁摺が各月二丁分通年で計四十八丁が収録されており、標題角書に言う「戊年」は文化十一年甲戌年であることがわかる。

3・4も通年兼題のちらし。しかし、いずれも「兼題」と称しながら季題の欄を空白にしているのは甚だ疑問である。あるいはこれらは摺り見本のようなもので、このあと更に題を摺り込む予定であったと考えられなくもないが、それにしても空白部が余りにも狭すぎる。たとえば1は「七題の内御随意に三句合」と断わっていたが、3・4の各標題下にも「三句合」とあり、1を範とするならば3・4の場合も三題以上の出題がなければならぬ。しかし、三題以上を空白部に摺り込むのはやや無理があると思われる。3・4のちらしでは季題の入るべき欄を空白としているものの、そこへ題を摺り込む(あるいは書き込む)つもりは最初からないと見るのが妥当であろう。それでは題はまた別のちらしで知らせたかと言うと、かようなちらしを印刷している以上、わざわざそういった煩雑な手続きをとったとは考えられない。では、これはどのように理解すべきか。3・4の判者である太受はち

らしの形式及びその号などから鸞太門と考えられるが、「われも草」によれば鸞太の選になる月並発句合は文政二年以降特に題を指定せず、当季自由題にて催されている。また他にも、文政九ノ十一年若雅評・文政末年頃梅仙評月並発句合などに同様の例は見られる。3・4のちらしに予告する太受判発句合も当季自由題であったのではないだろうか。1の場合、毎月の兼題七のうちから三題を自由に選ばせる形式のものであった。さればこそ「御随意に」と断わったわけで、3・4にそのような表現が省かれ単に「三句合」とするのも自由題であったからであろう。標題中に見られる「兼題」は形式的に残った表現に過ぎないと思われる。なお、5も自由題による発句合ちらしと考えてよからう。ここには既に「兼題」という表現は見当らない。ちなみに、この発句合の判者を勤める鸞求卿とは『われも草』「あふみぶり」によれば、東園侍従左近権中将藤原基貞のことである。

2も3・4・5に酷似したちらしであるが、季題の欄が幾分か広いこと、それに締切月日・開巻日が空白のままである点異なる。標題下に「御随意三句」と断わつてあるところを見ると、これはやはり各月三題以上の兼題があったと見るべきで、締切月日などと共に書き込むか摺り込むかしたものであろう。ちなみに、ちらし下部の「其季節よくかなひ候新題などもあらば、思召にまかせて御出案可被成候」という断わり書きは、指定された兼題の枠を離れて当季自由題へと移行して行く過程を示すものとして注目される。

6は月毎に題を知らせる形式のちらし。題の欄「霞・年酒・七草・菽入・画双六・エハウ」、選者の欄「鯉村・豊喬両雅君」、締切の月数「正」はいずれも墨で書き込んだのである。選者の欄に書き込まれた兩名は後の断わり書きに「宗匠巻取之御方ハ後月之楽評頼上候」とあるように、前月に高点を得て宗匠の点帖を与えられた作者で、この月の副

評に迎えられたものである。題以下を空白にしたちらしを大量に印刷しておき、毎月書き込んで配布したと考えられる。7・8・9も同一のちらしに題以下を書き込んだものであるが、8・9は宗匠が柳園玉鱗に替わり、また7・9は副評の欄が空白のままになっている。

10も同じく毎月配布のちらしであるが、これは題・副評の部分の後から摺り込んでいるところが前のものと異なる。11は「花すりもの」及び月並二月分の投句を促す督促状と二月の副評決定通知を兼ねたちらしと考えておきたい。

15・16は陰刻の摺り物。表1に掲げるに際しては便宜的に入選句披露摺り物として分類しておいたが、これは言うところの丁摺ではない。3・4のちらしを参考とするならば、太受判月並発句合に於ては「ヌキ句上座十五点以上六十句余、丁摺二枚ずりにいたし、御出草之御方へ早々進上申上候」(4)というように、入選句六十句を二枚の丁摺二枚として配布するのが例となっていたらしい。また「十五印已上丁摺二枚（連数ニヨリ増之）」(3)とある如く、寄句が多ければ丁摺の枚数を増やすこともあった。15・16が3・4のちらしに対応するかどうかははっきりしないが、それにしても「惣計千三百余」(15)「惣計千四百余」(16)の寄句に対し、入選句各二章というのは余りにも少なすぎる。

15・16の断わり書きに「当月多連ニ付三枚ずり」とあるのが丁摺と見るべく、それはまた別に摺られたと考えるのが妥当であろう。では、15・16はどのような性格の摺り物か。思うに、これは入選句披露の速報であろう。掲げられた二章は巻頭・巻軸の句、次にあげる十名はちらしに「高点巻収其十内粗景進上」(3)「高判巻其十内景物進上」(4)とあるように、三句合にて高点を得た作者達であると考えられる。2のちらしに「丁ずりの義は出来次第追々指上候間、たとひ前月

の丁ずり不参候とも、御見合なく日限迄ニ後会の御詠草御出し可被下候」と、また3のちらしに「丁摺の義は彫刻出来次第差上申可候。尤月々無遅滞相努申候間、御見合せなく被仰合、日限迄ニ後会之御詠草御出し可被下候」と言うのも、「前月の丁ずり」が届かないために投句を「見合せ」で締切に遅れるということがよくあったことを物語っている。宗匠としては締切に遅れた投句があっても興行上それを無視することはできない。かといって、既に選を進めつつある段階で遅れて来た投句を加えることも困難である。その結果、一ヶ月単位で回転することを要求される月並発句合は「末にて混雑(2)し」「月々無遅滞相努(3)めることが難しくなってくる。そこに15・16のような速報が生まれてくる背景があると思われる。『われも草』収録の天保元年・二年の丁摺の中には「正月の部付十二月選来」「二月付正月」などとして、当月分入選句の中に前月選来の分を混えるものが少なからず見受けられるが、これはやはり宗匠にとっても投句者にとっても不本意な形態であったのだろう。選が済み次第とりあえず巻頭・巻軸の句と「粗景」「景品」が与えられる上座の十名、それに次会の締切日を簡便な陰刻の速報で通知しておき、入選句すべてを掲載する丁摺は「彫刻出来次第」「早々」に届ける。こうしておけば締切に遅れることも少なくなるわけで、速報の発行は月並発句合を滞りなく興行するための極めて有効な手だてであったと考えられる。なお、15・16と同様の形式を持つ肉筆の17・18・19は速報の原稿であろう。また、月並発句合ではないが、24のちらしに対応する25の陰刻摺り物もその形式・内容から見て速報、22・40はやはり速報の草稿と思われる。

では、後になったが、表1のうち桜井氏が一括入手された2・42の資料四十一一点の由来と年代について考えてみよう。

この四十一一点の資料のうち、15・19・22・25・40の八点を除く十三点は発句合のちらしである。そのちらしを通覧してみると、「清書」「清記」「知事」など表現は様々であるが、特定の清書所が関わるものが多いのに気がつく。その清書所とは堅石と百亭である。清書堅石の名は出所を異にする1にも出ており、鸞太一門と浅からぬ関係があったことが知られるが、2以下のちらしでは2・5・39・42に単独でその名が見える。また、百亭の方は30の自らの清書所開設記念発句合ちらしの他、14・32・37にやはり単独で名を出す。堅石・百亭両者が並んで出るちらしは4・10・11・20・21・23・24・27・34・35の十点がある。つまり、三十三点の発句合ちらしのうち清書所として堅石もしくは百亭の名が見えるものが十八点に及ぶ。そこから推測できるのは、桜井氏が一括して入手された2・42は堅石もしくは百亭いずれかの清書所にあったものではないかということである。その中に13・14・36のような発句合ちらしの肉筆草稿、また17・18・19・22・40といった速報のやはり肉筆草稿が混じっているのも、これらが清書所から出たものと見れば納得が行くのである。では、その清書所は堅石か百亭かということになるが、その判断は困難で、いずれかという所に落ち着けておきたい。

最後に、2・42の年代である。1については前述の如く文化十一年のちらしであることがはっきりしているが、これは2・42の年代を考える決め手とはならない。そこで、2・42の中から直接得られる手がかりを捜してみると、3の標題角書きに「辰年」、11の標題に「蛙屋月波辰年中」、23の折句題に「ウノシ・モツキ(卯の霜月)」、31に「卯十月十五日寄せ切」、35に「卯霜月十一日べ切」とあって、卯・辰年前後のものが集中していることは予想される。また、33に出る選者の

は表Ⅱにあげた山水(七十八句入集)・ノ寿(十七句)・見来(五句)などの名前が出て来る。また、鸞太は10に「蕉骨」、21・30に「松骨」の号を使用しているが、松骨の号が初めて見えるのが文政十三年版「平安人物誌」である。以上のことを考え併せてみると、2と42の資料は文政半ば以降天保末年の間のもので見て差し障えないように思われる。そこで先の卯・辰年に改めて注目してみたいのであるが、該当年次として考えられるのが天保二辛卯年と天保三壬辰年である。2と42は天保二・三年前後数年間のもので見ておくのが、最も穏やかではないだろうか。

Kyoto Tsukinami Hand-outs

Kazuaki NAGAI

Summary

This paper is the report on the hand-outs of Tsukinami-Hokku-Awase in Kyoto in the late Edo-era.